

# ○常総衛生組合職員の定年の引上げに伴う特例措置に おける給料月額に関する規則

〔 令和5年3月30日  
常総衛生組合規則第5号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の定年の引上げに伴う特例措置における給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の定年の引上げに伴う特例措置における給料月額については、常総市職員の給与に関する条例附則第23項の規定による給料月額に関する規則(令和5年常総市規則第14号)の規定の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。